

(証券コード 9232)
2024年12月12日

株 主 各 位

東京都目黒区下目黒1丁目7番1号

株式会社パスコ

代表取締役社長 高橋 識光

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2025年1月9日を効力発生日として、当社普通株式3,599,247株を1株に併合することといたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、第1号議案の株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年1月9日をもって当社普通株式3,599,247株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元未満株式の定め廃止に伴い、株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合により、セコム株式会社以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、当社株式が2025年1月7日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること等に鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てISフロンティアパートナーズ株式会社（公開買付者）に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日前日である2025年1月8日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、セコム株式会社及びISフロンティアパートナーズ株式会社が2024年9月6日から2024年10月22日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,140円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、端数株式相当分の処分代金は、2025年3月下旬を目途に株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年1月6日（予定）	当社株式の最終売買日
2025年1月7日（予定）	当社株式の上場廃止日
2025年1月9日（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年3月下旬（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始